

政令番号232 N,N-ジメチルホルムアミド

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成23年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品等	農薬	農業用以外 殺虫剤	その他	
1	北海道	8.2E+2							822.7
2	青森県	2.2E+2							215.1
3	岩手県	3.8E+2							378.4
4	宮城県	6.1E+2							612.7
5	秋田県	3.0E+2							303.7
6	山形県	6.3E+2							625.2
7	福島県	9.7E+2							968.6
8	茨城県	1.9E+3							1,881.2
9	栃木県	1.7E+3							1,742.2
10	群馬県	2.0E+3							1,951.1
11	埼玉県	4.7E+3							4,744.7
12	千葉県	1.7E+3							1,697.1
13	東京都	6.1E+3							6,073.0
14	神奈川県	2.9E+3							2,915.7
15	新潟県	1.6E+3							1,640.1
16	富山県	7.6E+2							756.1
17	石川県	1.5E+3							1,503.8
18	福井県	1.4E+3							1,365.4
19	山梨県	1.0E+3							1,033.9
20	長野県	1.5E+3							1,487.3
21	岐阜県	2.0E+3							2,046.4
22	静岡県	3.1E+3							3,118.3
23	愛知県	6.8E+3							6,816.0
24	三重県	1.1E+3							1,103.7
25	滋賀県	9.8E+2							978.9
26	京都府	2.8E+3							2,788.2
27	大阪府	7.5E+3							7,548.7
28	兵庫県	3.3E+3							3,260.8
29	奈良県	9.2E+2							924.9
30	和歌山県	3.6E+2							358.7
31	鳥取県	1.7E+2							170.9
32	島根県	1.7E+2							167.5
33	岡山県	9.5E+2							950.9
34	広島県	1.2E+3							1,150.1
35	山口県	3.6E+2							358.7
36	徳島県	2.4E+2							236.5
37	香川県	3.5E+2							351.8
38	愛媛県	4.0E+2							400.2
39	高知県	1.6E+2							163.1
40	福岡県	1.1E+3							1,123.0
41	佐賀県	2.5E+2							251.5
42	長崎県	2.2E+2							217.5
43	熊本県	3.7E+2							373.6
44	大分県	2.9E+2							293.6
45	宮崎県	2.5E+2							248.2
46	鹿児島県	3.9E+2							389.6
47	沖縄県	3.0E+2							296.4
	全国	6.9E+4							68,805.7